指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施	設 名	滋賀県立視覚障害者センター					
			敷地面積:1,904.48㎡ 延床面積:921.4㎡ 施設構造:鉄筋コンクリート造 1階建て					
2	施	設の概要	施設内容 (所 在 地) 彦根市松原一丁目12番17号 (設置目的) 視覚障害者用の点字刊行物・録音物の貸出しおよび閲覧、点字刊行物の 奨励およびこれに関する相談、点訳および朗読のボランティアの育成、生 活に関する訓練および相談、ガイドヘルパーの養成、文化活動・レクリエ ーション活動等を通じて、視覚障害者の自立および社会活動への参加を 促進する。 (設置年月) 平成12年2月					
	募	集方法	非公募					
	申記	青要項配布期間	令和7年9月8日 ~ 令和7年10月6日					
	申	請受付期間	令和7年9月8日 ~ 令和7年10月6日					
		指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)					
3 募集概要	募集内容	管理業務内容	(1) 施設の運営に関する業務 点字刊行物および視覚障害者用の録音物の作製、貸出し、閲覧に関する業務等、視覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①点字刊行物等を貸し出し、および閲覧その他の利用に供すること。 ②点字刊行物等の奨励およびこれに関する相談の実施 ③点訳および朗読のボランティアの育成 ④視覚障害者の生活に関する訓練および相談の実施 ⑤視覚障害者がイドヘルパーの養成 ⑥視覚障害者の文化活動、レクリエーション活動等の支援 ⑦その他視覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守 点検、維持・修繕などを行う業務 (3) 施設の利用の承認に関すること					
		管理料参考額	222,570,000円 (消費税および地方消費税を含む。)					
4	応	、募 状 況	申 請 者 グループの構成 (グループ申請の場合) 所在地 名 称 合) 滋賀県彦根市松原 一丁目 12 番 17 号 社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会 合計 1 者					
5 審·	審査方式		滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会において、申請書類の内容について、申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・ 採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。					
査の概要および		定委員会委員 (健康医療 福祉部会) *部会長)音順、敬称略)	青木 雅子((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治(滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *浦坂 純子(同志社大学社会学部教授) 四宮 健多(公認会計士) 横畑 俊介(弁護士)					
結 果	審	査 基 準	別紙参照					

評(選別選別	定理由、 定委員会の	社会福祉法人 滋賀県社 【評価結果】 〇選定基準に基づく採売 申請者 社会福祉法人滋賀県 視覚障害者福祉協会	点結果 選定基準1	音福祉協会 選定基準2											
選選機	定理由、 定委員会の	選定基準に基づく採売申請者社会福祉法人滋賀県	選定基準1	選定基準 2											
審査結	定委員会の	社会福祉法人滋賀県		選定基準 2			【評価結果】 評価結果、 ○選定基準に基づく採点結果								
審査結			3 /		2 選足	基準3 選	定基準4	選定基準5	合計						
査結			3.4												
査結				% ;	気数は名	委員の	平均値	(100)	点満点)						
査結		○各委員の採点結果				1									
査結		申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値						
結		社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	60	58.6	60	72.8	58.6	310	62						
		○提示額一覧表													
		申請者提示額													
果		社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 222,570,000円													
	果 【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力等の基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。 【指定管理者等選定委員会の概要】 (委 員)今後の新しい取組や力を入れていきたい事業はあるか。 (申請者)従来から力を入れている部分ではあるが、視覚障害者の方がICT機器(スマートフォン等)を利用できるような支援していきたいと考えている。 (委 員)利用できるための支援に加え、新たな技術開発のヒントとなるよう、視覚障害者のICT利用に関する情報について、企業向けにも積極的な情報発信を行っていただきたい。 上記の結果、社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として														

別紙 視覚障害者センター指定管理審査基準

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	,	l点 点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平 な利用を確保することができるもの であること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手 法及び期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	· 事業計画書 (運営方針) (運営計画)	5	
	・施設の設置目的および県が示した 管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。	 事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書 	7	35
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。		7	
2 事業計画の内容が、施設の効用 を最大限に発揮させるものであるこ と (2号)	・サービスの向上を図るための具体 的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が 期待できるか		7	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。・施設管理、安全管理は適切か。・維持管理は効率的に計画されているか。		4	
	・施設の設置目的を達成するために 必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や視覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確保できているか。		7	
	・施設の活性化に寄与する新たな取 組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。		3	

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	,	配点 (100 点満点)	
3 事業計画の内容が、施設の管理に		・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。	・事業計画書	15	25	
係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)		・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。	・収支計画書	10		
	・収支計画の内容、適格性及び実現 の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。		4	30	
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。・職員採用・確保の方策は適切か。・職員の指導育成、研修体制は十分か。		4		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款	4		
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・施設の運営実績	・当該施設を良好に運営した実績はあるか。		4		
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。	· 登記事項証明書 · 財務諸表等	4		
	・人権への配慮	・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。 ・人権等に配慮した施設運営が可能か。				

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100 点満点)			
	*			・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般 事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。		1	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業 規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	1 5		
5 滋賀県が締結する契約に関する 条例の目的達成に資する事項		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・ (障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者)障害者雇用状況報告書の写し・ (障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者)申立書の写し・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	1			
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適 合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	1			
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KE S環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	1			
<u> </u>		1	合計	1	00		

選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。